

伊賀市公告

下記市有財産の活用について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

平成26年12月26日

伊賀市長 岡 本 栄

1. 概 要

(1) 件名

伊賀市上野北部地区市有地活用公募型プロポーザル
(市有地の売却)

(2) 対象物件

<物件番号：1>

所在地	登記地目	登記地積	備考
伊賀市平野西町1番1	宅 地	19,795.17 平方メートル	
※公告日現在、防火水槽敷地と分筆手続き中であり、所在及び地積は分筆後のものである			

<物件番号：2>

所在地	登記地目	登記地積	備考
伊賀市平野城北町68番1	宅 地	4,798.51 平方メートル	
※公告日現在、防火水槽敷地と分筆手続き中であり、所在及び地積は分筆後のものである			

<物件番号：3>

所在地	登記地目	登記地積	備考
伊賀市服部町三丁目117番2	宅 地	1,697.72. 平方メートル	
※公告日現在、防火水槽敷地と分筆手続き中であり、地積は分筆後のものである			

(3) スケジュール

1	公募開始（公告）	平成26年12月26日（金）
	実施要領の配布 （ホームページに掲載）	平成26年12月26日（金） ～平成27年1月26日（月）
2	応募申込書受付期間	平成27年1月5日（月） ～平成27年1月26日（月）
3	提案書受付期間	平成27年2月2日（月） ～平成27年2月23日（月）
	プロポーザル審査（プレゼンテーション）	平成27年2月26日（木）
	候補者決定（審査決定通知）	平成27年2月下旬
	土地の売買仮契約締結	平成27年3月上旬
	土地の売買本契約締結	平成27年3月下旬
	売買代金支払い	平成27年3月下旬
	対象地の引渡し（所有権移転登記手続き）	平成27年3月下旬

(4) 公募内容

売却予定地の活用方法について、企画及び買取価格について提案を求めます。

(5) 選定方法

応募申込者に対して、参加資格確認後、伊賀市上野北部地区市有地活用公募型プロポーザル実施要領に定める期日までに「企画提案書」と「買受希望価格」の提出を求め、審査委員会において提案書の内容及び買取金額等を客観的かつ総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い者を最優秀者として決定します。

最優秀者は優先交渉権者として、土地売買契約に関する協議を行います。

2. プロポーザル応募資格条件

(1) 応募できる者は、個人及び法人（公共団体を含む。）とします。

複数の者が共同して応募を行うことも可能とします。また、その場合は、共同事業者等の中から代表となる者が窓口になることとします。

(2) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人又は破産者で復権を得ていない方、伊賀市税を滞納している方（ただし、伊賀市税を課されていない市外在住者で、個人にあっては所得税、法人にあっては法人税を滞納している方）は応募できません。

(3) 伊賀市の行った普通財産の売払いに関し、次の各号のいずれかに該当するものは、当該事実があった日から2年間は応募できません。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当する者
- ⑧ 次の各法による手続開始申立てをした者及び第三者によって申立てを受けた者
 - ・破産法（平成16年法律第75号）
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）
- ⑨ 次の要件のいずれかに該当する者及び警察当局から排除の要請がある者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ・不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ・入札対象物件を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と考えられるもの）の用に供しようとする者
- ⑩ 次の要件のいずれかに該当する者
 - ・法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者
 - ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員を利用している者

- ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者
 - ・暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団若しくは暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - ・上記に該当する者の依頼を受けて、プロポーザルに参加しようとする者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 1477 号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者

3. 応募申込

- (1) 受付期間 平成 27 年 1 月 5 日（月）から平成 27 年 1 月 26 日（月）まで（閉庁日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）
- (2) 受付場所 伊賀市財務部管財課
伊賀市上野丸之内 116 番地 伊賀市役所 2 階
- (3) 提出方法 直接持参とし、郵送等は認めません。
※上記受付時間外に提出された書類は一切受理しません。
- (4) 提出部数 原本 1 部、副本 1 部（副本は、コピーでも可）
複数の者が共同して応募の場合は、参加者の全てについて提出してください。
- (5) 提出書類 ① 公募型プロポーザル応募申込書
② 提案者概要書（個人の場合は不要）
③ 誓約書
④ 定款又はこれに相当する書類（個人の場合は不要）
⑤ 法人の場合にあつては法人登記簿謄本
個人の場合にあつては当該個人の住民票
⑥ 決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
過去 3 期分（個人の場合は不要）
⑦ 納税証明書等 ※3 箇月以内に発行されたもの
⑧ 印鑑証明書 ※3 箇月以内に発行されたもの

4. 物件調書等の関係書類の配布（※市ホームページにも公開）

- (1) 配布物 ① 公告の写し
② 伊賀市上野北部地区市有地活用公募型プロポーザル実施要領
③ 様式集
④ 物件調書
- (2) 配布期間
平成 26 年 12 月 26 日（金）から平成 27 年 1 月 26 日（月）まで
（伊賀市の休日を定める条例（平成 16 年伊賀市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）
※応募状況の照会にはお答えできません。
- (3) 配布場所 伊賀市財務部管財課
伊賀市上野丸之内 116 番地 伊賀市役所 2 階
（※市ホームページに配布物を掲載（ダウンロード可））

5. 現場説明について

- (1) 現場説明は、物件調書の配布を持って代えるものとします。
- (2) 物件に立ち入っての現地確認が可能です。なお、職員の立会いはいたしません。

6. 企画提案について

- (1) 提出期間 平成27年2月2日（月）から平成27年2月23日（月）まで
（閉庁日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 提出場所 伊賀市財務部管財課
伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市役所2階
- (3) 提出方法 直接持参とし、郵送等は認めない。
- (4) 提出書類 ① 土地活用企画事業提案書
② 土地買受希望価格書
③ 土地活用企画提案事業計画書
- (5) 提出部数 伊賀市上野北部地区市有地活用公募型プロポーザル実施要領に記載のとおり。

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市が設置する審査委員会に諮り、応募事業者の提出書類を基に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

8. 審査基準

事業計画等の提出書類等に基づき、伊賀市の活性化に寄与し、将来にわたって継続的な事業となっているかなどについて物件毎に審査を行ないます。

ただし、複数の物件にわたり一体的な利用を提案された場合は総合的に評価し決定します。

＜審査基準＞

- (1) 「北平野(1)地区」地区計画との整合性
- (2) 計画の実現性
- (3) 地域貢献度
- (4) 土地購入希望価格

9. 審査

- (1) 提案書の特定に係る審査は、別に組織するプロポーザル審査委員会で行う。
- (2) 最優秀者の特定は、提出された提案書等及びヒアリング審査の合算により行い、最優秀者1者、次点者1者を特定し、提出した提案書を決定した者及び決定しなかった者に対し、書面にてその旨を通知するものとする。

10. その他

その他詳細については、伊賀市上野北部地区市有地活用公募型プロポーザル実施要領をご覧ください。

＜問い合わせ先＞

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市財務部管財課 電話 0595-22-9610